

北欧の子ども手当

樋 口 修

- ① 子どもを育てる家庭に対して金銭給付を行う子ども手当（児童手当）の制度は、諸外国においても、家族政策の最も重要な要素の一つを構成している。特に、「北欧モデル」といわれる、ユニバーサリズム（普遍主義）に立脚した高福祉・高負担の社会保障を構築してきた北欧諸国においては、第二次世界大戦後の比較的早い時期から、自国に居住する全ての子どもを対象とした子ども手当の制度が導入され、発展を遂げてきた。ただし、その具体的な制度設計については、各国間で多少の違いがある。
- ② デンマークの子ども手当に相当する制度は、18歳未満の全ての子どもについて支給される「児童家族手当」と、特別な状況の下にある子どもについて支給される「児童給付」という2種類の制度である。子どもの年齢や、子どもを取り巻く特定の状況（親が年金受給者である場合等）に対して、多彩な給付制度が設けられているのがその特徴である。ただし、多子に対する割増給付の制度は設けられていない。
- ③ フィンランドの子ども手当に相当する制度は、17歳未満の全ての子どもについて支給される「児童手当」である。多子に対する割増給付や、ひとり親に対する支給額の割増の制度が設けられているのが、その特徴である。
- ④ アイスランドの子ども手当に相当する制度は、18歳未満の全ての子どもを扶養している個人又は夫婦に対して支払われる「児童手当」である。所得審査要件が設けられており、受給する家庭の所得水準によって支給額が減額される可能性があること、ひとり親に対する支給額の割増の制度が手厚いことが、その特徴である。
- ⑤ ノルウェーの子ども手当に相当する制度は、18歳未満の全ての子どもを持つ家庭に支給される「児童手当」である。年齢要件・居住要件を満たした子どもに対する児童手当の一人当たり支給額は、原則として一律である。ただし、スヴァールバル諸島や北部の自治体に居住する場合、及びひとり親の場合には、支給額の割増の制度がある。
- ⑥ スウェーデンの子ども手当に相当する制度は、16歳未満（一部20歳未満）の全ての子どもについて支給される「一般児童手当（児童手当及び多子割増手当）」である。多子に対する割増給付の制度が設けられている一方で、ひとり親に対する支給額の割増の制度がないという特徴がある。
- ⑦ 北欧諸国の子ども手当の制度は、給付水準が比較的高く、かつ非課税である等の点で共通性を有するが、支給対象年齢、所得審査、子どもの年齢による支給額の違い、多子に対する割増給付の有無、ひとり親の場合の支給額の割増、特定の集団（例えば、親が年金受給者である子ども）に対する特別な給付制度、支給額の決定方法等の点で違いがある。これらの相違点は、今後我が国が、本格的な子ども手当の制度を設計する上での鍵になる。

北欧の子ども手当

社会労働調査室 樋口 修

目 次

はじめに
I デンマーク
1 児童家族手当
2 児童給付
II フィンランド
III アイスランド
IV ノルウェー
V スウェーデン
おわりに

I デンマーク

はじめに

平成 22 年 3 月 26 日、「平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律案」が、修正の上、国会で可決・成立し、同年 4 月 1 日から「平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律」（平成 22 年法律第 19 号）が施行された。ただし、同法は、従来の児童手当制度の枠組みを活用した、平成 22 年度限りの時限立法であるため、子ども手当に関する本格的な制度の構築は、引き続き今後の課題として残されている。同法案の審議に際しては、その支給要件が、重要な論点の一つとなった。

子どもを育てる家庭に対して金銭給付を行う子ども手当（児童手当）の制度は、諸外国においても、家族政策の最も重要な要素の一つを構成している。特に、「北欧モデル」（Nordic model あるいは Scandinavian model）といわれる、ユニバーサリズム（普遍主義）⁽¹⁾に立脚した高福祉・高負担の社会保障を構築してきた北欧諸国においては、第二次世界大戦後の比較的早い時期から、自国に居住する全ての子どもを対象とする子ども手当の制度が導入され、発展を遂げている。ただし、具体的な制度の内容については、各国の間で多少の違いがある。

本稿の目的は、北欧諸国の子ども手当について、その支給要件を中心とした制度の概要を紹介し、もって今後の国政審議の参考に資することにある。

デンマーク⁽²⁾の子ども手当には、18 歳未満の全ての子どもについて支給される、中心的な制度の「児童家族手当」（Børnefamilieydelse: [英訳] family allowance）と、特別な条件の下にある子どもについて支給される「児童給付」（Børnetilskud: [英訳] child allowance または child benefit）の 2 種類の制度がある。

デンマークの通貨はデンマーク・クローネ（以下「DKK」という）であり、2008 年の対日本円平均為替相場は、1DKK = 約 20 円 27 銭である⁽³⁾。

1 児童家族手当

(1) 制度の概要

児童家族手当は、1987 年に、当時のシュルター（Poul Schlüter）保守・中道連立政権によって導入された制度であり、別名「児童小切手」（Børnechecken）ともいう。当初の児童家族手当は、子どものいる家庭に対する税還付として立案されたが、後に現金給付に転換された。このような経緯から、児童家族手当は、デンマーク社会省が行う社会政策の諸規定に従って管理・運営されているにもかかわらず、当該制度自体は、デンマーク租税省が管轄するところとなっている⁽⁴⁾。

現在（2010 年 3 月末時点）の児童家族手当の根拠法は「児童家族手当に関する 2006 年 9 月 22 日の統合法第 972 号」（Lovbekendtgørelse nr. 972 af 22. september 2006 om en børnefamilieydelse）である（以下「児童家族手当法」という）⁽⁵⁾。

(1) 政府が資源の再分配を行う際に、受給資格の範囲を可能な限り拡大していこうという考え方（武川正吾『福祉社会—社会政策とその考え方—』（有斐閣アルマ：Basic）有斐閣，2001，pp.114-115）。

(2) 本稿でいう「デンマーク」には、自治領であるフェロー諸島（Færøerne）及びグリーンランドを含まない。

(3) 本稿で示す各国通貨の対日本円平均為替相場は、IMF, *International Financial Statistics*, December 2009. に掲載されている、各国通貨の 2008 年の対米ドル年平均相場を円換算したものである。なお、本稿では、各国通貨建て表示の金額の規模を把握するため、参考値として日本円換算の金額を一部付記しているが、その際の換算レートとしては、当該事象の発生年にかかわらず、この 2008 年の対日本円平均為替相場を使用している。

(4) Peter Abrahamson and Cecilie Wehner, “Current Issues of Family Policy in Denmark,” *Family Policies in the Context of Family Change*, Wiesbaden: VS Verlag, 2008, p.71.

児童家族手当は、18歳未満のデンマークに居住する子どもについて支払われる。この制度はユニバーサル（普遍的）なものであり、家庭の所得水準や資産の水準にかかわらず、年齢要件・居住要件等を満たしていれば、全ての子どもについて支給される。なお、児童家族手当は非課税であり（児童家族手当法第1条第1項）、その財源は全額国庫負担である（児童家族手当法第9条）。

児童家族手当は、支給対象となる子どもの年齢が0-2歳の場合、3-6歳の場合、7-17歳の場合の3つの階層に区分されて支給されており、年齢階層が低いほど、支給額は高くなる。0-2歳の場合に支給される児童家族手当を、特に「乳児手当」(Babydelse) といい、3-6歳の場合に支給される児童家族手当を、特に「小児手当」(Småbørnsydelse) という。

(2) 支給額

表1は、2010年及び2011年における児童家族手当の支給額を示したものである。2010年

における乳児手当は年額16,988DKK（約34万4千円）、小児手当は年額13,448DKK（約27万3千円）、7-17歳の子どもに支給される児童家族手当は年額10,580DKK（約21万4千円）である。例えば、9歳と4歳の子どもがいる2人親の家庭に対する児童家族手当の年間支給額は、2010年の場合、24,028DKK（約48万7千円）になる。

1987年に児童家族手当制度が発足した当時の支給額は、年齢階層にかかわらず、18歳未満の全ての子どもについて、一律に年額5,000DKKであった⁽⁶⁾。その後、1990年4月（第2四半期）から、4歳未満の子どもに対してより高額の給付を行う、年齢階層区分の制度が導入された。具体的な年齢階層の区分は、その後何度か変更されるが、1995年からは、0-2歳、3-6歳、7-17歳の3階層となって、現在に至っている⁽⁷⁾。

児童家族手当の支給額は、2004年以降、消費者物価指数の動向を反映して毎年スライドし、自動的に決定される方式がとられている。まず、2004年の支給額については、児童家族

表1 デンマークの児童家族手当の支給額

(単位:デンマーク・クローネ [DKK])

年齢階層	2010年		2011年	
	四半期支給額	年間支給額	四半期支給額	年間支給額
0-2歳 乳児手当 (Babydelse)	4,247	16,988	4,303	17,212
3-6歳 小児手当 (Småbørnsydelse)	3,362	13,448	3,407	13,628
7-17歳 児童家族手当 (Børnefamilieydelse)	2,645	10,580	2,680	10,720

(出典) Skatteministeriet [デンマーク租税省], “Børnefamilieydelse 1987-2011” から, “Børnefamilieydelsen i 2010 og 2011,” 2010.1.11. 同省ホームページ 〈http://www.skm.dk/tal_statistik/tidsserieoversigter/1294.html〉

(5) 発足当初の同制度の根拠法は、「児童家族手当に関する1986年3月19日の法律第147号」(Lov nr. 147 af 19. marts 1986 om en børnefamilieydelse)であった。この法律が改正・統合を経て、現在の根拠法に至っている。なお、「統合法」(lovbekendtgørelse)とは、従来の法律にその後の改正内容を溶け込ませて一本化した新しい法律をいう(The Royal Danish Ministry of Foreign Affairs [デンマーク外務省], “Denmark - Official Denmark - The Legal System.” 同省ホームページ 〈<http://www.um.dk/Publikationer/UM/English/Denmark/kap1/1-11.asp>〉)。(本稿のインターネット情報は、すべて平成22年4月8日現在のアクセスによる。)

(6) 「児童家族手当に関する1986年3月19日の法律第147号」第1条第1項。ただし、同法の施行は1987年7月1日(第3四半期)からであったため、1987年における児童家族手当の実際の支給額は、半額の2,500DKKであった(Skatteministeriet [デンマーク租税省], “Børnefamilieydelse 1987-2011.” 同省ホームページ 〈http://www.skm.dk/tal_statistik/tidsserieoversigter/1294.html〉)。

(7) *ibid.*

手当法に具体的な金額が規定されており（児童家族手当法第1条第1項）、これが後年の支給額を算出する基礎額になる。現在の基礎額⁽⁸⁾は、0-2歳の乳児手当が15,072DKK、3-6歳の小児手当が11,932DKK、7-17歳の児童家族手当が9,388DKKである（同）。

2005年以降の支給額は、デンマーク統計局（Danmarks Statistik）が公表した、当該年の2年前の年平均消費者物価指数と、2002年の消費者物価指数を比較し、その上昇（下落）率（小数点第1位〔0.1%〕まで計算する）と同率だけ、基礎額を増減させることによって算出される。ただし、算出結果は、それに最も近い4で割り切れる整数にラウンドし（数値を丸め）、そのラウンドした結果を以て支給額とする（児童家族手当法第1条第2項⁽⁹⁾）。

したがって、現行制度の下では、ある年の平均消費者物価指数が公表されれば、その2年後の児童家族手当の支給額は、自動的に決定する。具体的には次のとおりである。

表2は、2004年以降のデンマークの消費者物価指数の動向を示すものである。この表によ

表2 デンマークの年平均消費者物価指数の推移

児童家族手当の支給年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
年平均消費者物価指数 〔2000年=100〕	104.8 (2002)	107.0 (2003)	108.3 (2004)	110.2 (2005)	112.3 (2006)	114.2 (2007)	118.1 (2008)	119.7 (2009)
対2002年指数比上昇率	—	2.1%	3.3%	5.2%	7.2%	9.0%	12.7%	14.2%

（注）消費者物価指数欄の（ ）内は、当該消費者物価指数の計測年を示す。ある年の児童家族手当の支給額の算出に用いる消費者物価指数は、当該年の2年前のものであるため、支給年の2年前の消費者物価指数を、同じ列に並べている。

（出典）Skatteministeriet〔デンマーク租税省〕，“Børnefamilieydelse 1987-2011”から，“Ny regulering fra og med 2004.”
同省ホームページ〈http://www.skm.dk/tal_statistik/tidsserieoversigter/1294.html〉

(8) 2004年の支給額を基礎額とすると述べたにもかかわらず、ここで「現在の基礎額」という表現を用いているのは、児童家族手当法の改正により、基礎額を改定することがあり得るからである。ただし、この場合の基礎額の改定は、過去に（2004年に）遡って支給額を改定するという意味ではなく、今後の支給額を算出する上でのベースとなる金額を改めるという意味である。消費者物価指数に基づくスライドでは、実質ベースの支給額を変更することができないので、実質的により手厚い（あるいは実質的により少ない）支給を行うためには、児童家族手当法の改正により、基礎額そのものを変更させるという方法を取ることになる。基礎額の改定は、これまでに一度行われている。0-2歳の子どもに対する児童家族手当（乳児手当）の、2004年の実際の支給額は13,204DKKであり、当初はこの金額が、2005年以降の乳児手当を算出する基礎額であったが、児童家族手当法の改正（2008年4月30日の法律第318号）により、2008年7月1日（第3四半期）以降、当該基礎額は15,072DKKに増額された（他の年齢階層の基礎額は変更されていない）。したがって、2008年第3四半期以降は、乳児手当について、より手厚い給付がなされるようになったとすることができる。

(9) 算出結果を4で割り切れる整数にラウンドする（数値を丸める）のは、支給額が四半期毎に支払われる（児童家族手当法第6条第2項）ためであると考えられる。

れば、2009年の消費者物価指数は119.7であり、（基準年となる2004年の2年前である）2002年の消費者物価指数（104.8）に比べて、14.2%（ $119.7 \div 104.8 \approx 1.1422$ ）上昇している。他方、基礎額は、0-2歳の乳児手当が15,072DKK、3-6歳の小児手当が11,932DKK、7-17歳の児童家族手当が9,388DKKに定められている（児童家族手当法第1条第1項）。したがって、例えば2011年の3-6歳の小児手当の支給額は、 $11,932 \times 1.142 = 13,626.344 \rightarrow$ （最も近い4で割り切れる整数にラウンドして）13,628DKKとなり、表1で示す結果が得られる。

(3) 支給対象及び支給要件

前述のように、児童家族手当は、全ての18歳未満の子どもについて、その家庭の所得水準や資産水準にかかわらず支給される。ただし、児童家族手当を受ける権利を有するためには、次の要件を満たしていなければならない。

- ・子どもが18歳未満であること（児童家族手当法第1条第1項）。
- ・子どもが実際にデンマークに居住しているこ

と（児童家族手当法第2条第1項第2号）。

- ・子どもが結婚していないこと（児童家族手当法第2条第1項第3号）。
- ・子どもが社会サービス法 (lov om social service)⁽¹⁰⁾に基づく家庭外ケアを受ける状態に置かれていないこと、子どもがその監護権を有する者と共に、社会サービス法に基づく24時間（終日）の保護施設 (døgnforanstaltning) に収容されておらず、又はその他の公的資金によって扶養されていないこと（児童家族手当法第2条第1項第4号）。
- ・その子どもについての監護権を有する者又は養子縁組で子どもを養子にした者が、源泉課税法 (Kildeskatteloven)⁽¹¹⁾第1条にいう納税義務者の要件⁽¹²⁾を満たしていること（児童家族手当法第2条第1項第1号）。
- ・基礎的自治体（コムーネ）の議会が、児童家族手当が支給される当該四半期において、（支給を受ける者が）社会サービス法第57a条第6項に基づく「親としての責務」(forældrepålæg)⁽¹³⁾を遵守していない旨の決定を行っていないこと（児童家族手当法第2条第1項第5号）。

すなわち、デンマークの児童家族手当を受給するためには、①子どもが年齢要件・居住要件を満たしている、②親（又はその他の扶養者）が納税義務者の要件（すなわち居住要件）を満たしている、③親（又はその他の扶養者）が実際に子どもの扶養を行っており、かつ、親としての責務を果たしている、という、3つの支給要件が満たされていなければならない。

児童家族手当は、子どもの母親に対して支給される（児童家族手当法第4条第1項）。ただし、父親が子どもの監護権を有する唯一の者である場合には、父親に対して支給される（児童家族手当法第4条第2項）。両親が共に監護権を持つが同居していない場合には、児童家族手当は、子どもと一緒に住んでいる方の親に対して支給される（児童家族手当法第4条第4項）。子どもがそれぞれの親と等しい期間ずつ住んでいる場合には、児童家族手当は、その子どもの住所が登録されている方の親に対して支給される（同）。

子どもが、社会サービス法第78条に従って、親以外の者に扶養されている場合には、基礎的自治体の議会の決定により、その子どもを扶養している者に対して、児童家族手当を支払うことができる（児童家族手当法第4条第5項）。また、基礎的自治体の議会は、それが最善であると考えられる場合には、子ども自身に対して児童家族手当を支給する旨決定することができる（児童家族手当法第4条第6項）。

児童家族手当法第4条第1項に従って、母親が支給を受ける通常のケースでは、児童家族手当の支給に際して申請は不要である（児童家族手当法第5条第1項）。これに対して、同法第4条第2項若しくは第4項等に従って父親が支給を受けようとする場合、又は同法第4条第5項若しくは第6項に従って、子どもを扶養している親以外の者や子ども自身に支給を行おうとする場合には、申請者が居住する基礎的自治体

(10) 現行の社会サービス法は、「社会サービスに関する統合法 (Bekendtgørelse af lov om social service)」〔2009年10月1日統合法第941号〕である。

(11) 現行の源泉課税法は、「所得税並びに基礎的自治体及び県の個人に対する不動産評価額税等に関する統合法 (Bekendtgørelse af lov om opkrævning af indkomstskat samt kommunal og amtskommunal ejendomsværdiskat for personer m.v.)」〔2005年11月14日統合法第1086号〕である。

(12) この納税義務者の要件の具体的な内容は、デンマークに居住していること、非居住者であっても6か月以上デンマークに滞在していること（休暇等による短期間の出国は6か月の期間内に含める）等である。言い換えれば、児童家族手当の支給に際し、親（又はその他の扶養者）に対しては、納税義務者の要件を満たすという形で、デンマークへの居住要件を課しているといえる。

(13) 社会サービス法第57a条第6項は、「親としての責務」を遵守することが、児童家族手当を受給する前提条件である旨、基礎的自治体（コムーネ）の議会が、親権者に明示しなければならないことを定めている。この「親としての責務」の具体例としては、義務教育の学校に通学させること等がある。

に申請を行う必要がある(同)。

児童家族手当は四半期毎に支給される(児童家族手当法第6条第2項)。同手当の支給は、受給資格が生じた四半期の次の四半期から開始され、受給資格が消滅した四半期までで終了する(同)。ただし、子どもが18歳に達する四半期の場合には、支給額の日割り計算が行われ、四半期の最初の日から誕生日までの日数分に相当する金額が支給される(同)。

2 児童給付

(1) 制度の概要

児童給付は、ひとり親の場合、親が年金生活者である場合、多胎出産のように子育てに多額の費用がかかる場合等、18歳未満の子どもが特別な状況の下にある場合に支払われる手当である。現在の児童給付の根拠法は「児童給付及び児童養育費前払いに関する2009年5月14日の統合法第439号」(Lovbekendtgørelse nr. 439 af 14. maj 2009 om børnetilskud og forskudsvis udbetaling af børnebidrag)である(以下「児童給付法」という)。児童給付の管轄官庁は、児童家族手当の場合とは異なり、デンマーク社会省(Socialministeriet)である。なお、児童給付は非課税である。

児童給付の支給対象となる特別な状況とその支給額は、具体的には多岐にわたるが、制度面からは、概ね次の6種類に整理することができる。

①普通児童給付(児童給付法第2条)

普通児童給付(Ordinært børnetilskud: [英訳] ordinary child allowance)は、ひとり親である場合や、子どもの両親とも年金受給者(社会年金法に基づく年金を受給している者)である場合等に18歳未満の子どもについて支給される。2010年の支給額は、子ども1人につき、年額4,868DKK(約9万9千円)である。

②追加児童給付(児童給付法第3条)

普通児童給付を受けているのがひとり親である場合には、これに加えて、追加児童給付(Ekstra

børnetilskud: [英訳] extra child allowance)も支給される。ただし追加児童給付は、子どもの人数にかかわらず、1件分だけが支給される。2010年の支給額は、年額4,956DKK(約10万円)である。

普通児童給付及び追加児童給付の支給は、申請に基づいて行われる(児童給付法第6条第1項)。

③特別児童給付(児童給付法第4条)

18歳未満の子どもについて、その子どもの父親が確定していない場合、一方又は両方の親が死亡した場合、子どもの両親の一方又は両方が年金受給者(社会年金法に基づく年金を受給している者)である場合等には、特別児童給付(Særligt børnetilskud: [英訳] special child allowance)が支給される(児童給付法第4条第3項)。同項で定められた支給対象となる場合のうち、特定のものについては割増分(tillæg: [英訳] supplement)が支払われる(児童給付法第4条第5項)。なお、子どもの両親が共に死亡している場合には、特別児童給付及び割増分の支給額は2倍になる(児童給付法第4条第2項及び第4項)。これらの給付は、普通児童給付及び追加児童給付と併せて受給することができる(児童給付法第4条第1項)。

2010年の支給額は、子ども1人につき、特別児童給付が年額12,432DKK(約25万2千円)、割増分が年額1,608DKK(約3万3千円)である。ただし、親が年金受給者であること等、一部の支給理由に基づく特別児童給付(及び割増分)については、子どもが複数いることにより支給額が過大になることを避けるため、支給額を減額する規定が設けられている(児童給付法第4条第5項から第7項)。

④多胎児童給付(児童給付法第10a条)

同日に出生した2人以上の子どもが同じ住居に住んでいる場合には、各々の子どもに対して、その子どもたちが7歳になるまで、多胎児童給付(Flerbørnstilskud: [英訳] multiple child allowance)が支給される。2010年の支給額は、

子ども1人につき、年額8,024DKK（約16万3千円）である。

⑤養子縁組支援一時金（児童給付法第10b条）

外国人の子どもを養子にした親に対しては、養子縁組に伴う経費を賄うため、養子縁組支援一時金（Adoptionstilskud:〔英訳〕adoption assistance）が支払われる。ただし、当該養子縁組は、法務大臣が承認した機関によって仲介されたものでなければならない（児童給付法第10b条第1項）。また、一時金の給付は、申請に基づいてなされるが、申請に際しては、養子縁組を監督する官庁が、養子になる子どもが実際にデンマークに到着したことを認証し得る状態になっていることが求められる（児童給付法第10b条第2項）。

2010年における養子縁組支援一時金の支給額は、46,214DKK（約93万7千円）である。

⑥教育訓練中の親に対する児童給付（児童給付法第10c条）

18歳未満の子どもを持つ親が、法で適格であると認められた教育訓練等に参加している場合には、その親に対して給付が行われる。この給付は、1人の子どもについて、1件の支給しか認められない（すなわち、両親が共に教育訓練中であっても、子どもが1人である場合、支給されるのは1件分だけである。子どもが2人以上いる場

合に限り、両親が共に教育訓練中の場合には2件分が支給される）。また、1人の親について、1件の支給しか認められない（すなわち、子どもが何人いても、教育訓練中の親が1人である場合、支給されるのは1件分だけである）（児童給付法第10c条第2項）。

加えて、この給付には所得制限が設けられており、親の所得が一定額を超えた場合、超過額の10%に相当する金額が、支給額から減額される（児童給付法第10c条第5項及び第6項）。したがって、親の所得がある一定額以上であれば、減額に伴い、この給付の支給額がゼロになることも起こり得る。

この給付の2010年における支給額は、1件につき、年額6,388DKK（約12万9千円）である。また、給付額の減額が生じない所得の限度額は、ひとり親の場合127,900DKK（約259万3千円）、二人親の場合191,800DKK（約388万8千円）である。

(2) 支給額

表3は、上述の2010年における児童給付の支給額をまとめたものである。

(3) 支給対象及び支給要件

上述のように、児童給付に含まれる制度の

表3 デンマークの児童給付の支給額

(単位:デンマーク・クローネ〔DKK〕)

	四半期支給額	年間支給額
普通児童給付（児童給付法第2条）	1,217	4,868
追加児童給付（児童給付法第3条）	1,239	4,956
特別児童給付（児童給付法第4条第3項）	3,108	12,432
同・割増分（児童給付法第4条第5項）	402	1,608
特別児童給付〔孤児の場合〕 （児童給付法第4条第2項）	6,216	24,864
同・割増分〔孤児の場合〕 （児童給付法第4条第4項）	804	3,216
多胎児童給付（児童手当法第10a条）	2,006	8,024
養子縁組支援一時金（児童手当法第10b条）		〔一時金〕46,214
教育訓練中の親に対する児童給付（注） （児童手当法第10c条）	1,597	6,388

(注) 教育訓練中の親に対する児童給付について、給付の減額が行われない所得の上限額は、ひとり親の場合年額127,900DKK、二人親の場合年額191,800DKKである。

(出典) 児童給付法、及び“Aktuelle beløb 1. januar 2010, ajourført 5/3 2010,” p.3. (Jurainformation社ホームページ〈http://www.socialjura.dk/index.php?id=currentamounts〉) 掲載の情報をもとに、筆者作成。

内容は多岐にわたり、支給対象も多様であるが、受給要件については児童給付法に規定されている。その主要なものは次のとおりである。

- ・子ども又はその子どもに対する監護権を有する親が、デンマーク国籍を有しているか、又は最近の数年間（普通児童給付・追加児童給付の場合）若しくは3年を超えて（特別児童給付の場合）、デンマーク国内の一定の住所に居住していること（児童給付法第5条第1項第1号）。
- ・子どもが実際にデンマークに居住していること（児童給付法第5条第1項第2号）。
- ・子どもが結婚していないこと（児童給付法第5条第1項第3号）。
- ・子どもが社会サービス法に基づく家庭外ケアを受ける状態に置かれていないこと、子どもがその監護権を有する者と共に、社会サービス法に基づく24時間（終日）の保護施設に収容されておらず、又はその他の公的資金によって扶養されていないこと（児童給付法第5条第1項第5号）。
- ・児童給付が支払われることになる者が、デンマーク国内に居住していること（児童給付法第5条第1項第6号）。ただし、この要件は、社会年金法に基づく年金を受給する資格を海外で有する者に対する特別児童給付の支払に対しては適用されない（同）。

すなわち、デンマークの児童給付を受給するためには、①子どもが年齢要件・居住要件を満たしている、②受給者が居住要件を満たしている（一部例外あり）、③親（又はその他の扶養者）が実際に子どもの扶養を行っている、という、3つの支給要件が満たされていなければならない。

児童家族手当と同様に、児童給付は、子どもの母親に対して支給される（児童給付法第8

条第1項）。ただし、父親が子どもの監護権を有する唯一の者である場合には、父親に対して支給される（児童給付法第8条第2項）。両親が共に監護権を持つが同居していない場合には、児童給付は、子どもと一緒に住んでいる方の親に対して支給される（児童給付法第8条第4項）。子どもがそれぞれの親と等しい期間ずつ住んでいる場合には、児童給付は、その子どもの住所が登録されている方の親に対して支給される（同）。

児童給付は四半期毎に支給される（児童給付法第7条）。同手当の支給は、原則として、受給資格が生じた四半期の次の四半期から開始され、受給資格が消滅した四半期までで終了する（児童給付法第10条）。ある四半期についての児童給付の支給を受けるためには、当該四半期の第1日目の始まりの時点で、受給要件を満たしていなければならない（児童給付法第6条第2項）。

II フィンランド

フィンランドの子ども手当に相当する制度は、児童手当（Barnbidrag: [英訳] child benefit）である。同制度の現在の根拠法は、「児童手当法」（Barnbidragslag 21.8.1992/796）である（以下「フィンランド児童手当法」という）。

なお、フィンランドの自治領であるオーランド（Åland）諸島では、児童手当は自治領政府によって賄われており、その支給額は、フィンランド本土に比べて若干高額になっている⁽¹⁴⁾。以下では、特に明示しない限り、同諸島を除くフィンランド本土の制度について述べる。

フィンランドの通貨はユーロであり、2008年の対日本円平均為替相場は、1ユーロ＝約151円40銭である⁽¹⁵⁾。

(14) FPA [フィンランド社会保険庁], “Barnbidragets Belopp.” 同庁ホームページ 〈<http://www.kelafi.in/internet/svenskansf/NET/030908130110TK>〉なお、オーランド諸島における児童手当の根拠法は「児童手当法のオーランド州における適用に関する州法」（Landskapslag (1994:48) om tillämpning i landskapet Åland av barnbidraglagen）である。

(15) IMF, *op.cit.* (3)

(1) 制度の概要

児童手当は、フィンランドに居住する17歳未満の子どもを扶養するために、国庫資金から支払われるものである（フィンランド児童手当法第1条）。すなわち、児童手当の実施に要する費用は、全額国庫負担であり、国は、同制度に基づく給付に必要な費用を、実施官庁であるフィンランド社会保険庁（Folkpensionsanstalten: FPA）に支出する（フィンランド児童手当法第4条第1項）。

この制度はユニバーサル（普遍的）なものであり、17歳未満のフィンランドに居住する全ての子どもについて、その子どもを扶養する親（又はその他の扶養者）に対して支払われる（フィンランド児童手当法第1条及び第6条）。支給額は、家庭の所得水準や資産の水準には左右されないが、多子に対する割増給付の制度がある。また、ひとり親に対しては、支給額の割増の制度がある。なお、児童手当は非課税である。

(2) 支給額

児童手当の支給額は、フィンランド児童手当法第7条に規定されている。表4は、2010年におけるフィンランド（及びオーランド諸島）の児童手当の支給額を示したものである。

前述のように、フィンランドには多子に対する割増給付の制度があり、第1子から第5子までは、出生順位が後の子どもほど支給額が高くなる。また、ひとり親は、単独扶養者付加

給付（ensamförsörjartillägg: [英訳] single parent supplement）を受け取ることができる（フィンランド児童手当法第7条第3項）。2010年における単独扶養者付加給付の支給額は、月額46.60ユーロ（約7,100円）である。この単独扶養者付加給付を受け取ることができるのは、当該給付の受取人が結婚若しくは同棲していない場合、又は児童手当の支払いが開始された月の初めの時点で、配偶者と法的に離別して生活している場合である。パートナーシップを登録した同性のパートナーは、夫婦に等しいとみなされる。

例えば、9歳と4歳の子どもがいる2人親の家庭に対するフィンランドの児童手当の支給額は、年間で2,526ユーロ（約38万2千円）になる。

(3) 支給対象及び支給要件

ある子どもについての児童手当の受給権者は、受取人として通知された親又はその子どもの監護を行っている監護権を有する者である（フィンランド児童手当法第6条第1項）。受給権者が明確でない場合には、その子どもの監護及び養育を主に行っている者が受給権を有する（同）。親又は監護権を有する者以外の者が、その子どもの監護及び養育を主に行っている場合には、その者が受給権を有する（フィンランド児童手当法第6条第2項）。なお、フィンランド社会保険庁は、子どもが15歳に達しており、かつ、その子どもの利益の上で必要な場合には、基礎的自治体の社会福祉委員会（Socialnämnden）

表4 フィンランドの児童手当の支給額（2010年）

（単位：ユーロ）

	フィンランド		オーランド諸島	
	月間支給額	年間支給額	月間支給額	年間支給額
第1子に対して	100	1,200	110	1,320
第2子に対して	110.50	1,326	143	1,716
第3子に対して	141	1,692	185	2,220
第4子に対して	161.50	1,938	214	2,568
第5子以降の子に対して（1人につき）	182	2,184	259	3,108

（注） 年間支給額は、月間支給額を12倍した金額である。なお、ひとり親は、子ども1人に対して、1か月につき46.60ユーロ（オーランド諸島の場合50ユーロ）の付加給付を受給する。

（出典） FPA [フィンランド社会保険庁], “Barnbidragets Belopp.” 同庁ホームページ 〈<http://www.kela.fi/in/internet/svenska.nsf/NET/030908130110TK>〉

に事情を聴取した上で、児童手当をその子ども自身に対して支払うよう、決定することができる（フィンランド児童手当法第12条第1項）。

児童手当は、子どもが出生した月の翌月又は当該児童手当を受給する権利が発生した月の翌月から、子どもが17歳に達する暦月（若しくは当該児童手当を受給する権利が失われた暦月）まで支給される（フィンランド児童手当法第8条第1項及び第2項）。なお、フィンランドの場合、児童手当の支給に関しては申請主義の考え方がとられており、受給するためにはフィンランド社会保険庁の地方事務所に申請を行う必要がある（フィンランド児童手当法第9条第1項）。申請前の期間に関する児童手当は、暦月で6か月分まで遡って受給することができるが、6か月よりも前の期間についての児童手当を受給することはできない（フィンランド児童手当法第9条第2項）。児童手当は、受給権者が通知した、フィンランドの金融機関の口座宛てに毎月支払われる（フィンランド児童手当法第10条第1項）。

ある子どもについて児童手当法が適用されるか否か（すなわち、児童手当が支給されるか否か）は、「居住に基づく社会保障の法の適用に関する法律」(Lag om tillämpning av lagstiftningen om bosättningsbaserad social trygghet 30.12.1993/1573)（以下「フィンランド居住要件法」という）により判断される（フィンランド児童手当法第1条）。

フィンランド児童手当法及びその他の居住に基づく社会保障に関する法は、フィンランドに居住している者（フィンランド国内に実際の住所及び実際の住居を所有し、主としてその場所に継続的に居住する者）に対して適用される（フィンランド居住要件法第3条）。ある者がフィンランドに入国した際に、同人の状況を総合的に判断して、同人が永続的にフィンランドに居住するために入国したとみなすことができる場合（例えば、フィンランド出身である、以前に永続的にフィンランドに居住していたことがある、2年以上フィンランド国内で働く雇用契約を結んでいる場合等）には、同人のフィンランド到着の日から社会保

障法が適用される（フィンランド居住要件法第3a条第1項及び第2項）。なお、留学のみの目的でフィンランドに入国した者は、永続的にフィンランドに居住するために入国したとはみなされない（フィンランド居住要件法第3a条第3項）。また、入国の時点では永続的にフィンランドに居住するとはみなされなかった者が、その後居住要件を満たすとみなされた場合には、要件を満たした日から社会保障法が適用される（フィンランド居住要件法第3a条第5項）。

他方、永続的にフィンランド国外に出国した者に対しては、社会保障法は適用されない（フィンランド居住要件法第4条第1項）。ただし、出国期間が1年未満であると推定される場合には、同人は引き続きフィンランドに居住しているとみなされる（同）。

また、1年を超えてフィンランド国外に一時的に滞在する場合であっても、その者が、フィンランドの雇用主によって国外に派遣された被用者、フィンランドの雇用主によってフィンランド国外で雇われた被用者、全日制の学生又は常勤の研究者であり、かつ「フィンランドと密接に関連がある者」である場合には、申請に基づき、引き続きフィンランドの社会保障法が適用される（フィンランド居住要件法第7条）。同人に伴われて国外に一時滞在する、同人と同じ住居に居住する家族に対しても、申請に基づき、引き続きフィンランドの社会保障法が適用される（フィンランド居住要件法第8条第1項）。なお、ある者が「フィンランドと密接に関連がある者」であるか否かの判断は、同人のフィンランド国内外への居住（滞在）状況、家族関係、雇用関係等を考慮し、同人の状況を全般的に審査することによって行われる（フィンランド居住要件法第7a条）。

III アイスランド

アイスランドの子ども手当に相当する制度は、18歳未満の子どもを扶養している個人又は

夫婦に対して支払われる児童手当 (barnabætur: [英訳] child benefit) である。

アイスランドの通貨はアイスランド・クローナ (以下「ISK」という) であり、2008 年の対日本円平均為替相場は、1ISK = 約 1 円 18 銭である⁽¹⁶⁾。

(1) 制度の概要

アイスランドの児童手当は二つの部分から構成されている。第一の部分は、家族における親の人数 (夫婦かひとり親か)、家族における子どもの人数、当該家族の所得により算出される。第二の部分は、7 歳未満の全ての子どもに対して支払われる定額の付加給付の部分である⁽¹⁷⁾。

このように、アイスランドの場合、所得水準によって児童手当の支給額が変化 (減額される可能性がある) ことが、他の北欧諸国の子ども手当とは異なる特徴となっている。

現在のアイスランドの児童手当の根拠法は、「所得税及び資産税に関する法律」(2003 年 5 月 7 日第 90 号) である。児童手当の実施に必要な費用は、全額国庫負担であり、また、児童手当は非課税である。

(2) 支給額

2010 年におけるアイスランドの児童手当の

支給額 (減額がない場合) は、表 5 に示すとおりである。

[児童手当の支給額の減額]

アイスランドの児童手当は、受給する家庭の所得水準によって減額がなされる。2010 年の児童手当については、前年の 2009 年の所得が、二人親の場合には 360 万 ISK (約 425 万円)、ひとり親の場合には 180 万 ISK (約 212 万円) の所得上限額を超過している場合には、当該所得上限額を超過する所得の一定の割合に相当する金額が、当該家族に対する児童手当 (「7 歳未満の子どもに対する付加給付」の部分を除く。) の総支給額から減額される。この「一定の割合」とは、2010 年には、子ども 1 人の場合 2%、子ども 2 人の場合 5%、子ども 3 人以上の場合 7% である⁽¹⁸⁾。

例えば、9 歳と 4 歳の子どもがいる 2 人親の家庭に対する児童手当の支給額は、減額がない場合、年額で 152,331ISK (第 1 子に対する児童手当) + 181,323ISK (第 2 子以降の子どもに対する児童手当) + 61,191ISK (4 歳の子どもに対する「7 歳未満の子どもに対する付加給付」) = 394,845ISK (約 46 万 6 千円) となる。仮に、この家庭に、2009 年に 500 万 ISK (約 590 万円) の所得があった場合、2 人親の場合の所得上限

表 5 アイスランドの児童手当の支給額 (年額 : 2010 年)

(単位 : アイスランド・クローナ [ISK])

	二人親の場合	ひとり親の場合
第 1 子に対して	152,331	253,716
第 2 子以降の子どもに対して (1 人当たり)	181,323	260,262
7 歳未満の子どもに対する付加給付	61,191	

(注) 標記支給額は、所得水準による減額のない場合である。なお「7 歳未満の子どもに対する付加給付」については、所得水準による減額はない。

(出典) Ríkisskattstjóri [アイスランド内国歳入庁], “Barnabætur 2010 vegna ársins 2009.” 同庁ホームページ (http://www.rsk.is/einstakl/abf/barnab)

(16) *ibid.* なお、アイスランド経済は、2008 年の金融危機によって大きな打撃を受け、同年 10 月にはすべての民間銀行を政府管理下に置く法律が制定された。この状況を受けてアイスランド・クローナも暴落し、2009 年 10 月の対日本円月平均為替相場は、1ISK = 73 銭となっている。

(17) KPMG Iceland, “Icelandic Tax Facts 2010: In-depth Information on the Icelandic Tax System,” 2010, p.36. (http://www.kpmg.is/media/skattabaeklingur/KPMG_TaxFacts2010_web.pdf)

(18) *ibid.*

額 360 万 ISK を超過する 140 万 ISK の 5% (子ども 2 人の場合) に当たる 7 万 ISK (約 8 万 3 千円) が、上記の支給額から減額され、実際の支給額は 324,845ISK (約 38 万 3 千円) となる。

したがって、アイスランドでは、ある家庭の所得が非常に多い場合には、所得水準によって変化する部分の児童手当が全く支給されないこともあり得る。ただし、その場合でも、7 歳未満の子どもに対する定額の付加給付については、所得要件がないため、そのまま支払われる。

IV ノルウェー

ノルウェーの子ども手当に相当する制度は、18 歳未満の子どもを持つ家庭に支給される児童手当 (Barnetrygd: [英訳] child benefit) である。同制度の現在の根拠法は「児童手当に関する法律」(Lov om barnetrygd) [2002 年 3 月 8 日法律第 4 号] である (以下「ノルウェー児童手当法」という)。

ノルウェーの通貨はノルウェー・クローネ (以下「NOK」という) であり、2008 年の対日本円平均為替相場は、1NOK = 約 18 円 33 銭である⁽¹⁹⁾。

(1) 制度の概要

児童手当は、子どもの扶養のための費用を賄うことに資するためのものである (ノルウェー児童手当法第 1 条)。すなわち、当該手当は、子どもを持つことによって生じる家庭の負担 (より多くの生活費やスポーツ用具への支出等) の一部をカバーするものであり、親 (又はその他の子どもの扶養者) に対して支給されるものである (子ども自身に対して支給されるものではない)。この制度はユニバーサル (普遍的) なものであり、原則として、18 歳未満のノルウェーに居住する

全ての子どもについて、その子どもと永続的に同居している親 (又はその他の扶養者) に対して、家庭の所得水準や資産の水準にかかわらず支給される。なお、この児童手当は非課税である⁽²⁰⁾。

児童手当を所管するのは、ノルウェー労働福祉局 (Arbeids- og velferdsforvaltningen: NAV) である (ノルウェー児童手当法第 19 条)。児童手当の財源は全額国庫負担であり、NAV が児童手当の支給及び児童手当制度の管理運営に必要とする費用は、国庫によって賄われる (ノルウェー児童手当法第 20 条)。

児童手当の支給に関しては、現在のノルウェーの制度はシンプルに設計されており、他の北欧諸国にみられるような、子どもの年齢階層による支給額の区分、多子に対する割増給付、受給する家庭の所得水準に応じた減額といった仕組みは存在しない。年齢要件・居住要件を満たした子どもに対する児童手当の 1 人当たり支給額は、原則として一律である。ただし、後述するように、北部地域に居住する場合及びひとり親の場合には、支給額の割増の制度がある。

(2) 支給額

表 6 は、2010 年におけるノルウェーの児童手当の支給額を示したものである。

児童手当の支給額は、毎年、国会により決定される (ノルウェー児童手当法第 10 条)⁽²¹⁾。通常の児童手当 (Ordinær barnetrygd: [英訳] ordinary child benefit) の、2010 年の支給額は、1 人当たり月額 970NOK (約 17,800 円)、年額 11,640NOK (約 21 万 3 千円) である。したがって、9 歳と 4 歳の子どもがいる 2 人親の家庭に対するノルウェーの児童手当の支給額は、月額 1,940NOK (約 35,600 円)、年額 23,280NOK (約 42 万 7 千円) になる。

(19) IMF, *op.cit.* (3)

(20) Arbeids- og velferdsforvaltningen: NAV [ノルウェー労働福祉局], "Stay in Norway: Child benefit." 同局ホームページ <<http://www.nav.no/English/Stay+in+Norway/212728.cms>>

(21) 具体的には、予算案の中に当該年度の児童手当の支給額 (支給単価) の案が盛り込まれている。

表6 ノルウェーの児童手当の支給額 (2010年)

(単位: ノルウェー・クローネ [NOK])

	月間 支給額	年間 支給額
通常の児童手当	970	11,640
スヴァールバル割増給付・フィンマルク割増給付	320	3,840
ひとり親に対する拡大児童手当 (※通常の児童手当1人分が追加支給される制度であるため、支給額は通常の児童手当と同額である。)	970	11,640
0-3歳児を持つひとり親に対する幼児割増給付	660	7,920

(出典) NAV [ノルウェー労働福祉局], "Barnetrygd." 同局ホームページ (<http://www.nav.no/Familie/Barnetrygd>)

〔北部地域に対する割増給付〕

18歳未満の子どもとそれを扶養する親(又はその他の子どもの扶養者)が、共に北極海にあるスヴァールバル(Svalbard)諸島に居住している場合、又は共にノルウェー本土の最北端にあるフィンマルク(Finnmark)県の全域若しくは同県に隣接するトロムス(Troms)県北部の一部の基礎的自治体⁽²²⁾に居住している場合には、児童手当の割増給付を受けることができる。前者の割増給付をスヴァールバル割増給付(Svalbardtillegg: [英訳] Svalbard supplement)といい、後者の割増給付をフィンマルク割増給付(Finnmarkstillegg: [英訳] Finnmark supplement)という。

2010年におけるスヴァールバル割増給付・フィンマルク割増給付の支給額は、いずれも1人当たり月額320NOK(約5,900円)、年額3,840NOK(約7万円)である。

〔ひとり親に対する拡大児童手当及び割増給付〕

離婚、死別、結婚していない等の理由により、子どもの両親が同じ世帯で生活していない場合⁽²³⁾には、18歳未満の子どもと一緒に生活し、その子どもの扶養に対する責任を単独で負っているひとり親は、拡大児童手当(Utvidet barnetrygd: [英訳] extended child benefit)を受給することができる(ノルウェー児童手当法第9条)。

拡大児童手当は、実際の子どもの人数よりも1人分多い児童手当を支給するものである。したがって、2010年におけるその支給額は、通常の児童手当と同額の、月額970NOK(約17,800円)、年額11,640NOK(約21万3千円)である。

なお、ひとり親が(未婚のまま、或いは偽装離婚等によって)子どものもう一方の親と同じ住居に住んでいる場合や、新たに結婚した場合等には、この手当を受給することはできない(ノルウェー児童手当法第9条)。

また、0歳から3歳までの子どもを扶養しているひとり親に対しては、幼児割増給付(Småbarnstillegg: [英訳] extra infant supplement)が支給される。2010年における幼児割増給付の支給額は、月額660NOK(約12,100円)、年額7,920NOK(約14万5千円)である。

(3) 支給対象及び支給要件

ノルウェー国内に居住する18歳未満の子どもと永続的に同居している親は、その子どもについての児童手当を受ける権利を有する(ノルウェー児童手当法第2条)。この「18歳未満」という年齢要件と、「ノルウェー国内に居住する」という居住要件を満たす子どもが、親以外の扶養者と永続的に同居している場合、又は児童ケア施設で永続的に生活している場合には、当該扶養者又は当該施設が、その子どもについての

(22) Karlsøy, Kvænangen, Kåfjord, Lyngen, Nordreisa, Skjervøy, Storfjordの7自治体。

(23) 仕事や教育等の理由により、両親が一時的に同居していないのは、こうした場合には含まれない(ノルウェー児童手当法第9条)。

児童手当を受ける権利を有する(同)。

ある子どもが居住要件を満たすためには、①その子どもがノルウェー国内で生まれ、かつその出生の時点で、その子どもの母親が、既に12か月を超えて同国に滞在しているか又は12か月を超えて同国に滞在する予定であること、②その子ども自身が、12か月を超える期間、ノルウェー国内に滞在する予定であること等、4つの条件のいずれかに合致する必要がある(ノルウェー児童手当法第4条)。

逆に、12か月を超えてノルウェー国外に滞在する予定になっている子どもや、2年以上の連続する期間において1年につき6か月を超えてノルウェー国外に滞在する予定になっている子どもは、「ノルウェー国内に居住する」とはみなされず、居住要件を満たさないため、その子どもについての児童手当を受ける権利は失われる(ノルウェー児童手当法第4条)。ただし、その子ども自身と、その子どものノルウェー国外滞在中に、その子どもと永続的に一緒に生活している者(親やその他の扶養者など)が、共に引き続きノルウェーの国民保険制度(folketrygden:〔英訳〕National Insurance Scheme)⁽²⁴⁾の強制加入者又は任意加入者である場合には、居住要件の適用が免除され、その子どもについての児童手当を受ける権利は、引き続き存続し得る(ノルウェー児童手当法第5条)⁽²⁵⁾。

なお、子どもが死亡したとき、又は結婚したとき若しくは登録されたパートナーになったときには、その子どもについての児童手当を受

ける権利は失われる(ノルウェー児童手当法第2条)。

児童手当は、子どもが誕生した月(又は養子縁組等によって支給要件を満たした月)の翌月から、子どもが18歳に達する月の前月まで、毎月支払われる(ノルウェー児童手当法第11条及び第12条)。子どもが18歳に達する月の前月よりも前に、出国・死亡・結婚等により、その子どもについての児童手当を受ける権利が失われた場合には、児童手当の支給は、権利が失われた月の月末までで打ち切られる(ノルウェー児童手当法第11条)。

V スウェーデン

スウェーデンの子ども手当に相当する制度は、児童手当(Barnbidrag:〔英訳〕child allowance)及び多子割増手当(Flerbarnstillägg:〔英訳〕large family supplement)である。同国の子ども手当の制度には、多子に対する割増給付の制度が設けられている一方で、ひとり親に対する支給額の割増の制度がないという特徴がある。

なお、スウェーデンの通貨はスウェーデン・クローナ(以下、「SEK」という)であり、2008年の対日本円平均為替相場は、1SEK = 約15円68銭である⁽²⁶⁾。

(1) 制度の概要

児童手当及び多子割増手当に関する現在の根拠法は、「一般児童手当に関する法律(スウェーデ

(24) 老齢年金、疾病給付(病気や怪我等で休暇を取る場合の所得保障)、医療費給付、失業給付等を行うノルウェーの社会保険制度。ノルウェーに居住している者等であれば、ノルウェー国籍の有無にかかわらず、同制度に加入することが義務付けられる(あるいは、任意で加入することが可能である)。加入者は保険料を支払わなければならない。(NAV〔ノルウェー労働福祉局〕, “Membership in The National Insurance Scheme.” 同局ホームページ〈<http://www.nav.no/English/Membership+in+The+National+Insurance+Scheme>〉; Norwegian Ministry of Labour, “The Norwegian Social Insurance Scheme,” 2010.1, pp.3-4. ノルウェー政府ホームページ〈http://www.regjeringen.no/upload/AD/publikasjoner/veiledninger_brosjyrer/2010/DNT_2010_eng.pdf〉)

(25) NAV, *ibid.*; National Insurance Administration [旧ノルウェー社会保険庁, 現NAV], “Child benefit,” 2003.1, p.4. (ステナ掘削会社被用者組合(Stena Drilling Employees Association)のホームページ〈http://www.sdea.biz/UserFiles/Child_benefit_2003.pdf〉から入手可能)

(26) IMF, *op.cit.* (3)

ン法令全書 (Svensk författningssamling) 1947 年第 529 号) (Lag (1947:529) om allmänna barnbidrag) である (以下「一般児童手当法」という)。ただし 2011 年 1 月 1 日からは、一般児童手当法の内容を取り込んだ社会保険法典 (Socialförsäkringsbalk) (スウェーデン法令全書 2010 年第 110 号) が施行されることに伴い、同法典が根拠法となる (一般児童手当法は廃止される)。

児童手当及び多子割増手当を所管する官庁は、スウェーデン社会保険庁 (Försäkringskassan: [英訳] Swedish Social Insurance Agency) である (一般児童手当法第 2 条)。

児童手当及び多子割増手当は、スウェーデンに居住する全ての 16 歳未満の子どもについて支払われる (一般児童手当法第 1 条及び第 2 条)。ただし多子割増手当については、その子どもが親と同居しており、全日制の義務教育、高等学校又は特別支援学校に通学しており、かつ結婚していない場合には、その子どもが 20 歳に達する年の 6 月 (第 2 四半期) まで支払われる (一般児童手当法第 2b 条)⁽²⁷⁾。なお、児童手当及び多子割増手当は非課税である。

(2) 支給額

表 7 は、2010 年におけるスウェーデンの児童手当及び多子割増手当の支給額を示したものである。児童手当の支給額は、子ども 1 人につき月額 1,050SEK (約 16,500 円)、年額 12,600SEK (約 19 万 8 千円) であり、子どもの数にかかわらず一定である (一般児童手当法第 1 条)。

多子割増手当は、子どもが 2 人以上いる場合に支給され、子どもの数が増えるにしたがって増額される。第 2 子に対しては月額 100SEK (約 1,600 円)、年額 1,200SEK (約 1 万 9 千円) の多子割増手当、第 3 子に対しては月額 354SEK (約 5,600 円)、年額 4,248SEK (約 6 万 7 千円) の多子割増手当、第 4 子に対しては月額 860SEK (約 13,500 円)、年額 10,320SEK (約 16 万 2 千円) の多子割増手当、第 5 子以降の子どもに対しては、1 人につき、月額 1,050SEK (約 16,500 円)、年額 12,600SEK (約 19 万 8 千円) の多子割増手当が、それぞれ支給される (一般児童手当法第 2a 条)⁽²⁸⁾。

例えば、9 歳と 4 歳の子どもがいる 2 人親の家庭が受け取ることのできる支給額は、児童手

表 7 スウェーデンの児童手当・多子割増手当の支給額 (2010 年)

(単位: スウェーデン・クローナ [SEK])

	児童手当 (月額)	多子割増手当 (月額)	月間支給額 合計	年間支給額 合計
第 1 子	1,050	—	1,050	12,600
第 2 子	1,050	100	1,150	13,800
第 3 子	1,050	354	1,404	16,848
第 4 子	1,050	860	1,910	22,920
第 5 子以降 (1 人につき)	1,050	1,050	2,100	25,200

(出典) 一般児童手当に関する法律 (スウェーデン法令全書 1947 年第 529 号) から、筆者作成。

(27) Försäkringskassan [スウェーデン社会保険庁], "Child allowance and large family supplement," 2008.10.19, p.2. 同庁ホームページ <http://www.forsakringskassan.se/irj/go/km/docs/fk_publishing/Dokument/Publikationer/Faktablad/Andra%20spr%C3%A5k/Engelska/barnbidrag_flerbarnstillagg_eng.pdf>

(28) なお、2010 年 3 月 31 日、連立政権の与党 4 党首は、同年 7 月 1 日から多子割増手当を増額する意向を表明している (Regeringskansliet, "Barn- och ungdomssatsning - för trygghet, jobb och kunskap," 2010.3.31. スウェーデン政府ホームページ <<http://www.regeringen.se/content/1/c6/14/31/04/741df54e.pdf>>)。この案によれば、多子割増手当は、第 2 子の場合 100SEK → 150SEK に、第 3 子の場合 354SEK → 454SEK に、第 4 子の場合 860SEK → 1,010SEK に、第 5 子以降の場合 1,050SEK → 1,250SEK に、それぞれ増額されることになる。ただし、本文で述べたように、スウェーデンの場合、児童手当及び多子割増手当の支給額が法律に明記されているため、この増額を実現するためには、国会による法改正が必要である。

当と多子割増手当との合計で、月額 2,200SEK (約 3 万 4500 円)、年額 26,400SEK (約 41 万 4 千円) である。

(3) 支給対象及び支給要件

スウェーデンの子ども手当の支給対象及び支給要件は、一般児童手当法のほか、社会保険法 (スウェーデン法令全書 1999 年第 799 号)⁽²⁹⁾により定められている。

児童手当及び多子割増手当は、子どもの生活と養育のための給付として、スウェーデンに居住する子どもについて、一般財源から供与されるものである (一般児童手当法第 1 条)。すなわち、スウェーデンの場合、子ども手当を受ける権利を有するのは子ども自身であり、親ではない⁽³⁰⁾。

スウェーデンの子ども手当が支給されるためには、まず、その子どもがスウェーデンに居住していることが必要である。

スウェーデン国外からスウェーデンに入国し、1 年を超える期間スウェーデンに滞在すると推定することができる者は、スウェーデンに居住しているとみなされる (社会保険法第 2 章第 1 条第 2 項)。ただし、この推定に対する強力な反証がある場合には、この規定は適用されない (同)。

逆に、スウェーデンに居住している者が出国する場合、スウェーデンを離れる期間が 1 年以下の場合には、引き続きスウェーデンに居住しているとみなされる (社会保険法第 2 章第 1 条

第 3 項)。すなわち、1 年を超えてスウェーデン国外に滞在する子どもは、もはやスウェーデンに居住しているとはみなされず、その子どもについての子ども手当は支給されない。

また、たとえ個々のスウェーデン国外の滞在期間が 1 年未満の場合でも、合計すると年間の半分を超えて恒常的にスウェーデン国外に滞在している者は、スウェーデンに居住しているとはみなされない (スウェーデン旧社会保険庁 (Riksförsäkringsverket: RFV) 通達 2000 年第 1 号)⁽³¹⁾。

ただし、スウェーデン国外の学校で、親の同伴なしに学ぶ児童・生徒は、長期休暇や (上級学校への進学等の) 教育の節目の際に、スウェーデンの親元に戻るのであれば、引き続きスウェーデンに居住しているとみなされる (スウェーデン旧社会保険庁通達 2002 年第 7 号)⁽³²⁾。

また、国外派遣の国家公務員 (並びにそれに同伴する配偶者及び 18 歳未満の子ども)、海外開発支援等に従事する者 (並びにそれに同伴する配偶者及び 18 歳未満の子ども) に対しては、次のように居住要件の例外規定がある。

① 国外派遣の国家公務員

雇用者である国によって国外に派遣され、当該雇用者のために働く公務員 (並びにそれに同伴する配偶者及び 18 歳未満の子ども) は、それ以前のいずれかの時点でスウェーデンに居住していた場合、当該派遣期間の全体について、スウェーデンに居住しているものとみなされる (社会保険法第 2 章第 2 条第 1 項及び第 6 条)。したがって、国外派遣の国家公務員に同伴する子

(29) Socialförsäkringslag (1999:799). なお、この社会保険法も、一般児童手当法と同様、社会保険法典の施行に伴い、同法典にその内容が取り込まれ、2011 年 1 月 1 日に廃止される予定である。

(30) スウェーデン社会保険庁は、子どもに関する手当について解説したパンフレットの中で「児童手当に対する権利を持っているのは子どもであるが、支払われるのは親に対してである」と説明している (例えば、Försäkringskassan [スウェーデン社会保険庁], “Till alla som väntar eller just fått barn,” 2009.8.12, p.23. 同庁ホームページ <http://www.forsakringskassan.se/irj/go/km/docs/fk_publishing/Dokument/Publikationer/Broschyter/Basbroschyter/Till%20alla%20som%20v%C3%A4ntar%20eller%20just%20f%C3%A5tt%20barn.pdf>)).

(31) Försäkringskassan [スウェーデン社会保険庁], “Barnbidrag (Vägledning 2002:10 Version 2),” 2009.2, p.14. 同庁ホームページ <http://www.forsakringskassan.se/irj/go/km/docs/fk_publishing/Dokument/Regler/V%C3%A4gledning%202002:10.pdf>

(32) *ibid.*, p.24.

どもについての子ども手当は、派遣期間の如何を問わず支給される。

②海外開発支援等に従事する者

次の組織に雇用されている者で、当該雇用者のために働く目的でスウェーデンを出国している者は、当該出国期間中も、依然としてスウェーデンに居住しているとみなされる。

- (i) スウェーデンの宗教団体及びその関連団体
- (ii) 開発支援業務を行うスウェーデンのボランティア団体

ただし、この規定は、当該出国期間が5年以内であると推定される場合に適用される（社会保険法第2章第4条第1項及び第2項）。したがって、海外開発支援等に従事する者に同伴する子どもについての子ども手当は、当該出国期間が5年以内であると推定される場合に支給される。

他方、子ども手当の支払いを受ける親の側については、子どもの監護権を有する（すなわち、子どもの監護を行う）ことが、子ども手当の支給を受ける上での重要な条件となっている。

監護権を有する（すなわち、子どもの監護を行う）親が1人だけである場合には、その親が、その子どもに対する児童手当及び多子割増給付

を受ける権利を有する（一般児童手当法第4条）。両親が共同で監護権を有する場合には、スウェーデン社会保険庁に給付受給者として届け出られた親が、給付を受ける権利を有する（同）。この届出は両親が連名で行わなければならない（同）。届出がない場合には、母親が給付を受ける権利を有する（同）。給付受給者として指定を受けた親が、不在、病気又はその他の理由により、監護に参画することが長期間できない場合には、給付を受ける権利はもう一方の親の側に移る（同）。

おわりに

以上で概観したように、北欧諸国の子ども手当の制度は、給付水準が比較的高いこと、及び非課税であること等の点で、共通の特徴を有する。しかし、支給対象年齢、所得審査、子の年齢による支給額の違い、多子に対する割増給付の有無、ひとり親の場合の支給額の割増の有無、特定の集団（例えば、親が年金受給者である子ども）に対する特別な給付制度の有無、支給額の決定方法等の点で、各国の制度には違いがある（表8参照）。また、各国が設定している支

表8 北欧諸国の子ども手当制度の相互比較

	デンマーク	フィンランド	アイスランド	ノルウェー	スウェーデン
年齢要件	18歳未満	17歳未満	18歳未満	18歳未満	16歳未満(注1)
所得審査	なし	なし	あり	なし	なし
課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
子の年齢による支給額の違い	あり	なし	あり	なし(注2)	なし
多子に対する割増給付	なし	あり	あり	なし	あり
ひとり親の場合の支給額の割増	あり(注3)	あり	あり	あり	なし
その他の特定の集団に対する特別な給付	あり	なし	なし	なし(注4)	なし

(注1) 多子割増給付については、20歳未満の場合あり。

(注2) ひとり親に対しては、0-3歳の幼児に対する割増給付の制度あり。

(注3) 「児童給付」の中に、ひとり親の場合の支給額の割増の制度あり。

(注4) 北部地域（スヴァールバル諸島や北部の自治体）に居住する場合の割増給付の制度あり。

(出典) NOSOSCO [北欧社会統計委員会], "Table 3.9 Rules applying to child allowance, 2008," *Social Protection in the Nordic Countries, 2007/2008, 2009*, p.51. 同委員会ホームページ <<http://nososco-eng.nom-nos.dk/filer/publikationer/Social%20Protection%202009.pdf>> をもとに、筆者作成。

給要件にも多少の違いがある。したがって、北
欧諸国の中で、どの国の子ども手当の給付水準
が手厚いかについては、一概にいけない。子ど
もの人数・年齢や親の状態(二人親かひとり親か)
等、受給者の側の状況によって、順位が変わっ
てくるからである。我が国が、今後本格的な子
ども手当の制度を構築する上では、このような
相違点が、制度設計上のキーポイントとなる。

特に、地域統合が進み、国境を越えた人の
移動が活発になる中で、当該国への納税という
形で費用を負担していない者に対する給付をど
のように設計するかは、国庫支出により賄われ
る無拠出の社会保障給付制度にとっては、最も
重要な課題の一つである。これを考える上で、
上述の北欧諸国の事例は、有益な参考となるで
あろう。

(ひぐち おさむ)